

第 18 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 25 年 6 月 27 日（木）19：00～21：00
於 いきいき情報センター多目的ホール

1. 開会

2. 幹事会からの報告

3. 言葉の定義「市民」「協働」「コミュニティ」「自治」について

(1) 市民

(2) 自治

(3) 協働

(4) コミュニティ

4. 閉会

次回の開催予定

第19回開催日；平成25年7月25日（木）19時00分～於：いきいき情報センター多目的ホール

■条例用語の定義（案）

	班	市民会議で出された意見	A 案	B 案	C 案	D 案
市民	1 班	①から⑦までを市民。「市民等」でくくる範囲がある。	○「市民」とは、太宰府に存し、納税義務を負うもの（住民・納税事業者など）。 ○「市民等」とは、太宰府へ通い、納税義務を負わないもの（通勤・通学者、納税義務を負わない任意団体など）	市内に住む者、市内に働く者、学ぶ者及び市内において事業または活動を行う団体をいう。	市内に居住し、通勤、通学する個人及び市内において、事業または活動する個人または法人その他団体をいう。（しかし、自治基本条例の本質からすれば、本来は、市民とは住民（市内に住所を有する者）をいう。（地方自治法第 10 条の規定）	居住する人、通勤・通学者及び事業法人・団体法人をいう。
	2 班	①から⑤までを市民。一時的にいる人も「市民」に入れる。「その他の団体」には NPO 等も入る。年齢に関する議論は住民投票で。				
	3 班	①から④まで。常時、太宰府に関わる人。				
	4 班	①から⑤まで。具体的に考える必要がある。				
	5 班	①から⑤まで。「市民」と「住民」は別なので、住民投票の際には、投票要件など議論が必要。太宰府に「縁」がある人は入れるのか。				
市内に居住し、通勤、通学する個人及び市内において、事業または活動する個人または法人その他団体をいう。						
自治	1 班	○話し合い→協力（団結） ○自助と共助の有機的關係（心のかよった関係） ○民主的な話し合いのもと、協力して地域をつくる。	「自治」とは、住み良い太宰府を実現するために、お互いの心をかよわせ相互の立場を尊重し、対等な関係のもと自らが地域づくりを行うこと。	市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。	自分たちのこと（公共的課題）は、自分たちで考え、自ら責任をもって解決していくことです。	市政運営は市民を主体に行政、議会の協働によってすすめられるものであり、各地域においては、もっとも身近なコミュニティである自治会を中心にルールに基づいて行う施政のこと。
	2 班	○自分たちのことは自分で ○権利と義務				
	3 班	○行政（市と議会）と市民が対等に協力して「まち」を築いていく。 ○役割分担（権利と義務）は、行政が決めることではない。 ○市民は事案の勉強を行い、意見に責任を負う。				
	4 班	○基本精神：自分たちのことは自分たちで責任を持って（行う）。 ○個人が責任を持って活動し、よりよい地域づくりを行う。				
	5 班	○よりよく生きるための助け合い。 ○1人でマンモスを倒すより、みんなで助け合って倒した方がよい。				
住み良い太宰府を実現するために、自分たちのことは自分たちで考え、自ら責任をもって解決していくことをいう。						
協働	1 班	○まず、市民側の自立の上に初めて行政との協働がある。 ○相手への理解が出发点。	「協働」とは、住み良い太宰府を実現するために、互いの立場を尊重し、かつ立場を超えて自立（自律）した市民が貢献し合うこと。	市民・行政・議会・市民相互がお互いを理解し、対等の立場でそれぞれの役割をふまえ、協力して活動することをいう。	市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責任の下に、お互いに対等の関係で、目的と情報を共有し、相互理解と連携協力して、公共的課題の解決に取り組むことをいう。	市政運営や地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。
	2 班	○対等の立場、助け合いの精神 ○市民、議会、行政並びに市民相互が理解し対等の立場一目的一				
	3 班	○目標の共有化 ○主体間の対等性の確立 ○責任の共有 ○相互理解がなければ、成し得ない。 ○問題が起こった時から、市民の参画を求める。市民が参画するルールが必要。 ○市民と行政が相互理解し、目的を共有し、連携・協力して、公共的問題の解決を目指すこと。				
	4 班	○地域の課題について、住民と行政が同じ土俵で検討し、実行すること。				
	5 班	○一つの目的を達成するために、同じ価値観を持つ複数の人々が夫々の立場で貢献し合うこと。				
市政運営や地域社会の課題の解決を図るため、市民・行政・議会・市民相互が、それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。						
コミュニティ	1 班	○生活基盤を共有する地域、仲間、集団	「自治組織（コミュニティ）」とは、自治を行う上で、心かよう一定の範囲内に住する人々で構成され、その目的を達成するために、協働の理念のもと活動する組織。	（※地域コミュニティ）自治会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て、防犯、防災等に関する団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。	小学校区域における自治協議会及び共通の目的を持ち、地域にかわりながら、公共的活動を行う地域活動団体をいう。	市内の各地域または、地域内で作られたつながりや集団をいう。
	2 班	—				
	3 班	○地域コミュニティ ①ある一定の地域 ②共通の関心事 ③範囲→校区（小学校）				
	4 班	○テーマによってコミュニティの範囲が異なる。				
	5 班	○市民活動団体、地域活動団体、幸福追求団体、自主活動団体など。 ○「仲よしグループ」もコミュニティといえるのか。				
自治会その他の地縁団体及びさまざまな地域の課題に取り組む活動団体をいう。						

■太宰府市自治基本条例 まちづくり市民会議 アンケート■

◆自由意見：お気づきの点、他なんでもご意見をお聞かせください。

お疲れ様でした